

簡易型プロポーサル説明資料

1 総 則

本事業は、「海上自衛隊広報ビデオの制作」の簡易型プロポーサルの実施要領について説明するものである。

2 事業の趣旨

本事業は、広く多くの国民及び国外に対し“精強・誠実”を体現した海上自衛隊の実情を分かりやすく伝える広報ビデオを制作するものである。

動画は、インターネット等で公開するほか、海上自衛隊が実施する各種広報活動の機会において戦略的な活用を図り、海上自衛隊の活動・存在意義を国内外へ広く認識及び理解の促進をさせることを目的とするものである。

3 提案に関する要求

(1) 提案に関する前提条件

ア 「精強・誠実」を一貫して表現しつつ、海上自衛隊の実情について分かりやすく伝わるものとする。

【参考資料】海上自衛隊員勤務指針

<https://www.mod.go.jp/msdf/about/guideline/>

【参考資料】海上自衛隊基本ドクトリン

<https://www.mod.go.jp/msdf/about/img/2024doctrine02.pdf>

イ 防衛省自衛隊の取り組みのうち、以下の項目を重視し、実際の映像を有効に活用しつつ、より説得力のある内容とする。

(ア) 防衛力の抜本的強化

最新の装備品（FFM、P-1、SH-60L）の紹介等

【参考資料】海上自衛隊オフィシャルサイト（装備品）

<https://www.mod.go.jp/msdf/equipment/>

(イ) 人的基盤の強化

生活・勤務環境の改善・処遇の向上等

【参考資料】人的基盤の強化について

https://www.mod.go.jp/j/policy/agenda/meeting/drastic-reinforcement/pdf/siryo04_02.pdf

(ウ) 同盟国・同志国との協力・連携

自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に資する取組等

【参考資料】多角的・多層的な安全保障協力

<https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/index.html>

ウ 理解しやすいよう平易な内容であること。

エ 制作する動画は、日本語版及び英語版を作成すること。

(2) 企画提案に関する要求事項

以下の各項目に関する提案をすること。

(ア) 動画制作コンセプト (必須)

(イ) 実施計画書 (必須)

以下に示す内容に係る制作スケジュール及び各動画の細部 (具体的な想定用途、動画再生時間、動画サイズ、予定作成数量等) を記載すること。

a 海上自衛隊広報ビデオ (長編)

b 海上自衛隊広報ビデオ (中編)

c 海上自衛隊広報ビデオ (短編)

d 海上自衛隊広報ビデオ (SNS用)

(ウ) その他、自社の能力でアピールできること。(加点)

(エ) 見積額 (必須)

4 企画提案以外の履行内容

別添仕様書のとおり。

5 事業規模及び契約期間等

(1) 事業規模

簡易型プロポーサルの結果、最も優れた提案に基づき調達を予定している本事業の規模は、10,152千円 (消費税及び地方消費税額を含む。) を予定している。

よって、第6項による提出書類の作成に当たっては、事業規模を超えない範囲での提案内容とすること。

(2) 契約予定時期

令和7年7月中旬

(3) 契約履行期限

令和8年3月31日まで。

6 提案資料等の作成及び提出

(1) 作成要領

ア 言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

イ 枚数制限

10枚

ウ 提出方法

メールにより電子ファイルにて提出する。

(2) 提出期限

令和7年6月18日(木) 17時15分までとする。

(3) 提出先

メールアドレス：takahashi_eiji@ext.mso.mod.go.jp

higashi_yuuki@ext.mso.mod.go.jp

連絡先：03-5366-3111(内線50167)

なお、提案資料等を提出後、上記提出先に連絡すること。

7 評価の実施

(1) 提出された提案資料は、審査員が別紙に基づき評価を行い、合格の基準に達し、かつ、基準到達者が2者以上の場合は、得点が高い者を契約候補者とする。

(2) 評価結果は、令和7年6月30日(月)を目途に通知する。

8 その他

(1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この簡易型プロポーサルに参加を希望する者は、「入札及び契約心得」

(海幕経第183号。27.3.18)、入札公告及びこの簡易型プロポーサル説明書並びに契約条項を了知の上、参加しなければならない。

(3) 本事業で知り得た情報(公知の事実を除く。)は、その保全を徹底し、官の同意を得ることなく無断で第三者に流出させてはならない。

(4) 簡易型プロポーサルの内容等に関する質問等については、第6項の提出先に照会すること。

(5) 企画提案書の作成及び提出に係る経費については、提案者の負担とする。

(6) 提出された提案資料は返却しない。

(7) 提出された提案資料について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

(8) 他の者に関する説明内容及び審査状況について、その者(法人又は個人)の利益を損なうおそれがあると認められる場合には、非開示情報として保護される。

調達要求番号：07-1-4867-0011-0036-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	0011P-9-00075
名称	海上自衛隊広報ビデオの制作	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	令和7年4月28日
		改成年月日	
		海上幕僚監部総務部総務課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上幕僚監部総務部総務課において調達する海上自衛隊広報ビデオの制作（以下、この調達という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

法令等

著作権法（昭和54年法律第48号）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁(事)第3号。31.1.9）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装ブ武第188号。31.1.19）

海上自衛隊における調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等について（通知）（海幕経第2559号。9.5.30）

保全を要する艦艇、航空機等で広報等を実施する場合の公開範囲及び保全措置要領について（通知）（海幕総第230号。6.2.22）

b) 関連文書

法令等

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）別冊

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部について（通知）（海幕経第183号。27.3.18）

1.3 調達の目的

この調達は、広く多くの国民及び国外に対し“精強・誠実”を体現した海上自衛隊の実情を分かりやすく伝える広報ビデオ（以下、動画という。）を制作するものである。動画は、インターネット等で公開するほか、海上自衛隊が実施する各種広報活動の機会において戦略的な活用を図り、海上自衛隊の活動・存在意義を国内外へ広く認識及び理解の促進をさせることを目的とするものである。

2 製品に関する要求

2.1 役務の対象品目及び数量

物品調達要求書内訳書のとおり。

2.2 役務の内容

2.2.1 制作期間

動画の制作期間は、契約締結後から令和7年3月31日までとする。

2.2.2 構成

動画の構成は、企画提案内容を基に監督官と協議を行い決定するものとする。契約の相手方は、その協議結果に基づき“企画書（様式適宜）”を監督官に提出すること。

2.2.3 撮影

動画の撮影は、2.2.2で作成した“企画書（様式適宜）”に基づき行うほか、細部は次の通り。

- a) 映像の撮影は全て“4K以上”の解像度で行うこと。
- b) 契約の相手方は“撮影計画（付表1）”を標準として撮影を実施するものとするが、撮影日時等に係わる細部は、監督官との協議により決定するものとする。
- c) 映像の撮影実施に伴う各部隊等への立入申請、車両乗入申請及びインタビュー対象者の選定は、監督官への申請に基づき官側の支援を受けることができる。

なお、部隊等への立入時に撮影機材等の種類の提出等を求める場合がある。

- d) 撮影に伴う移動費、食費及び宿泊費等の費用は、この調達における契約に含まれるものとする。
- e) 撮影した映像に写る施設等は、肖像権及び施設等における許可問題に抵触することが無いようにすること。

2.2.4 編集

契約の相手方は、撮影した映像について、2.2.2で作成した“企画書（様式適宜）”に基づき監督官と調整の上、編集を行うほか次によること。

- a) **解像度** 物品調達要求書内訳書のとおり。
- b) **ナレーション等（使用する場合）** ナレーション原稿は、契約の相手方が作成し、監督官に事前に承認を得たものを使用すること。また、ナレーターは、契約の相手方が選出した者のうち監督官が指名した者とする。
- c) **BGM（使用する場合）** 契約の相手方は、各シーンに適したBGMを制作または選定し、監督官に事前に承認を得たものを使用すること。また、BGMの使用に伴う著作権等の諸手続きは、契約の相手方が行なうこと。
- d) **CG（使用する場合）** 映像に挿入するCGは、必要に応じて契約の相手方において作成すること。
- e) 英語版に関する翻訳作業は、契約の相手方が行うこと。
- f) 動画の編集場所は、契約の相手方の施設等とする。

2.3 進捗管理

契約の相手方は、月に1度を標準として、この調達の進捗状況を、対面、メール又はリモート方式等の適宜の方法で監督官に報告すること。

2.4 校正

契約の相手方は、監督官の立ち合いのもと海上幕僚監部総務部総務課において試写を行うこと。その際、修正箇所があった場合は動画等の修正を行い、修正後に監督官の立ち合いのもと再度試写を行い監督官の承認を得ること。

2.5 作業管理者等名簿の提出

契約の相手方は、以下に示す事項の証明として、契約締結後速やかに、作業管理者等名簿（付表2）を作成し監督官に提出すること。

なお、この調達の実行にあたっては、監督官の承認が得られた作業従事者以外の者を従事させてはならない。また契約の相手方の都合等により作業従事者を変更する場合は、監督官の承認を得て、代替りの者をこの調達に従事させることができるものとする。

3 動画の提出要領

制作した動画の検査官への提出は、契約の相手方において準備したHDD等の記憶媒体により行うものとする。

4 納入先

中央業務会計隊（海上幕僚監部総務部総務課広報室）

5 監督・検査

5.1 監督

監督は、海上自衛隊における調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等について（通知）（海幕経第2559号。9.5.30）を標準とするほか、立会い、確認、その他の方法により必要な監督を行う。

5.2 検査

検査は、海上自衛隊における調達する調達品等の標準監督・完成検査実施要領等について（通知）（海幕経第2559号。9.5.30）を標準とするほか、提出書類について書類審査を行う。

6 その他の指示

6.1 提出書類

提出書類は、表1による。

表1—提出書類

番号	書類等名	提出先	部数	提出期日	備考
1	企画書	監督官	1	契約締結後、監督官との協議後速やかに	様式適宜
2	作業管理者等名簿	監督官経由 契約担当官等	3	契約締結後、速やかに	付表2
3	下請負承認申請書	監督官経由 契約担当官等	3	必要の都度	付表3
4	検査等申請書	監督官経由 検査官	3	完成検査時	書式第22
5	納品書	監督官経由 検査官	3	役務終了後、速やかに	海補第3021様式

6.2 官側による支援

契約の相手方が希望する場合は、監督官の承認を得て以下に示す支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ及び資料などの閲覧
- b) 官側の保有する既存の映像素材の提供
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作

6.3 情報保全

契約の相手方は、この調達の実行にあたり知り得た事項は、この調達を履行する目的以外に使用してはならない。また、業務実施上知り得た情報について守秘義務を負うものとし、契約履行中及び契約履行後を問わず、他に漏らし又は利用してはならない。

6.4 下請負

契約の相手方は、この仕様書に基づく契約の一部を第三者に再委託し、請け負わせる場合（以下、下請負という。）は、事前に下請負する業務内容及び第三者について、監督官経由契約担当官等に“下請負承認申請書（付表3）”により申請し、承認を受けなければならない。

6.5 知的財産権

契約の相手方は、官に提出された著作物に関する全ての著作権[著作権法（昭和54年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。]を納入と同時に官に譲渡し、また、契約の相手方は著作者人格権を行使せず、契約の相手方は第三者に著作者人格権を行使させないこと。

6.6 その他必要な事項

その他必要な事項は次のとおり。

- a) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。
- b) この調達で撮影した映像（白素材）は、最終的に使用しなかった映像も含めて全て官側に納入すること。

6.7 疑義事項

この仕様書の内容において疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議する。

付表1—撮影計画(案)

分 類	撮影対象	場 所 (標 準)	撮影所要日数 (標 準)
防衛力の抜本的強化	F F M	横須賀, 呉, 舞鶴	7日
	P-1	厚木, 鹿屋	2日
	S H-60L	厚木, 館山	2日
人的基盤の強化	生活・勤務環境の改善・ 処遇の向上等に関する設 備等及びインタビュー	横須賀, 呉, 舞鶴	2日

付表2－作業管理者等名簿

令和 年 月 日

作業管理者等名簿

主任 監督官 殿

会社住所
会社名
代表者氏名

印

契約件名			
契約番号		契約年月日	

以下のとおり、提出しますので御承認をお願いします。

作業管理者

番号	氏名	所属	役職・職種	国籍	記事

作業実施者

番号	氏名	所属	役職・職種	国籍	記事

検査官	監督官

付表3 下請負承認申請書

令和 年 月 日

下請負承認申請書

補給本部経理部長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名 印

下記の役務契約について、下記のとおり請負させたいので、御了承願います。

記

- 1 対象となる役務契約
 - (1) 契約件名
 - (2) 契約番号
 - (3) 契約年月日
 - (4) 契約期間
- 2 下請負を行わせる会社の名称等
 - (1) 会社名
 - (2) 本社所在地
 - (3) 工場所在地
 - (4) 資本金
 - (5) 従業員数
- 3 下請負を必要とする理由

- 4 下請負を行わせる範囲

監督官確認印

上記のとおり承認する。ただし、この承認により は、
この契約の義務とされている事項につき、その責を免れるものではない。

承認番号第 号
令和 年 月 日

印

提案資料等審査要領

本要領は、本作成要領に従って「海上自衛隊広報ビデオの制作」（以下「本事業」という。）に係る契約候補者を選定するため、提案者の提出した企画提案書等の審査の要領について定める。

1 審査の方法

提出された企画提案書等については、次項の評価要領に基づき審査を行い、本事業の趣旨に合致した企画提案書等を提出した者を契約候補者とする。

2 審査要領

(1) 提案資料等の評価

提案資料等の評価は、以下に基づいて実施する。

なお、応募書類に不備のあった場合には、再提出を求める。期日内に再提出が無かった場合、その時点で不合格とし、評価を行わない。

ア 企画提案書等について、付紙の各評価項目に対して、審査員ごとに採点基準に基づき評価を行い採点する。

イ 上記の評価点を合計し、企画提案書等の評価総得点とする。

(2) 合否の判定

付紙における「必須」の評価項目について、審査員が、「評価項目を満足していない」と評価した項目が一項目でもあった場合は、審査員の人数等に応じて、その評価価値を総合的に判断して合否を判定する。

3 契約候補者の選定等

特段の問題がない限り、前項を総合的に判断して合格の基準に達し、かつ、基準到達者が2者以上の場合は、得点が高い者を契約候補者とする。また、得点が高同点の場合は見積経費が低い者を契約候補者とする。

4 審査員

審査員は、以下のとおりとする。

防衛省職員：10名

提案資料等評価項目

項目	区分	評価項目	
提案に関する 要求事項	必須	1 動画制作コンセプトについて 事業の趣旨及提案に関する前提条件を踏まえた提案がされており、具体性及び有用性があるか。	
	必須	2 実施計画書	制作スケジュール及び細部要領が記載されており、具体性及び実現性があるか。
		2-1 想定用途	具体的な想定用途が明確であり、有用性があるか。
		2-2 動画再生時間	想定用途に合わせた、適切な再生時間となっており、有用性があるか。
		2-3 動画サイズ	想定用途に合わせた、適切な動画サイズとなっており、有用性があるか。
		2-4 作成数量	想定用途に合わせた、適切な作成数量となっており、有用性があるか。
	加点	3 その他、自社の能力でアピールできることについて 全体コンセプトでアピールできることについて提案されており、有用性があるか。	
	必須	5 見積額について 予算額に応じた内容であり、金額に妥当性があるか。	
加点	6 上記以外で評価できる項目		
減点	7 減ずるべき項目		